

# 住宅用火災警報器は、 住宅火災からあなたを守ります。



【お問い合わせ】  
可茂消防八百津出張所  
電話 43・0476

住宅火災は、就寝時間と夕食の準備時間に発生する割合が多いのが特徴です。特に就寝中だと火災の発生に気づきにくく、逃げ遅れてしまう可能性が高くなります。また、一般の住宅の天井はあまり高くないため、火災が起きると数分程度で煙が天井まで達してしまい、消火器で消し止めたり、避難したりすることが難しくなります。

住宅用火災警報器が設置されていれば、住宅火災による煙または熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれるため、万が一、火災が発生した場合でも、素早く避難ができるようになります。早期に火災を発見し、初期消火および避難のための時間を稼ぐためにも、まだ設置しておられない方は、早急に設置していただきますようお願いいたします。



この住宅用火災警報器は、  
平成23年6月1日から  
「すべての住宅に」設置が  
義務付けられています。



平成23年度 全国統一防火標語  
消したはず 決めつけしないで もう一度



## 山に入るときにはご注意を！！

今年も狩猟シーズンの到来です！  
～平成23年11月15日から平成24年2月15日まで～  
(イノシシのみ平成24年3月15日まで)

11月15日から狩猟が解禁となり、狩猟者のみなさんには待望の狩猟シーズンとなりました。しかし、この期間中には銃器などによる事故が発生しています。今一度、法令やマナーなど基本を遵守した技術の向上に努め、猟銃の適切な管理とあわせて事故防止に努めましょう。

また、期間中はハンターが山に入って狩猟を行います。万が一の事故を防ぐため、山菜取りなどで山に入ったり、畑や山の中で作業をするときは目立つ服装を心がけましょう。ハンターを見かけたら一声かけて自分の所在がわかるようにすることも重要です。



ちょっと待て！  
獲物の向こうに  
人影が！

